

# 滋賀県精神保健福祉協会だより

## 創刊号

1997.11.1

編集発行：滋賀県精神保健福祉協会

事務局：滋賀県精神保健福祉協会

〒525 草津市南笠町深谷66  
滋賀県立精神保健総合センター一気付  
TEL 077 (567) 5250  
FAX 077 (567) 5033

## 滋賀県精神保健福祉協会を発足して



滋賀県精神保健福祉協会

会長 加藤進昌

本年6月28日、滋賀県精神保健福祉

協会が発足いたしました。総会にご出席された方はご存知でしょうが、総会では参加者のみなさまから本当に多くの意見が寄せられました。そのために後半に予定していた講演が大幅に遅れてしまい、たまたま台風までが歓迎にかけつけてくれたこともありまして、講演者の大谷先生はもとより、そのために来られた来聴者の方々にもすかりご迷惑をおかけしてしまいました。あらためてお詫び申し上げます。

この原因はひとえにこのような活発な討論を予測できず、タイトな予定を組んでしまった私たち発起人の側にあります。実際、総会の模様を演壇上から見ての正直な感想は「いやあ、すごいなあ」というものでした（運営のまずさを棚に上げた表現をお許しください、だから正直な、といったのです）。この協会は、当事者、家族、ボランティア、行政、医療その他、すべ

ての関係者に呼びかけ、実現したものです。自然発生的に出てきた様々な

（ほんとうに！）意見はその構成員の多様性を物語るとともに、それぞれの立場からこの協会にかけられる期待の大きさを感ぜさせるに十分なパワーでした。

精神保健福祉というキーワード以外は、立場のそれぞれに違う協会は、これらからどうしていったらいいでしょうか。個々の事業などでは、ひょっとして利害が対立することもあり得ます。そもそも事業を手広くやるには人も金も時間も十分ではありません。

まるっきり不足しています。でも、私の当面の方針は、とりあえず手がつけられて、ニーズもあり参加者があるのだったら、何でもやってみたら、というところです。多分、それでは方針になっていないといわれそうです。

全くその通りです。困ったことです。

でも、何しろ滋賀県では、これだけのひろがりを持った初めての会です。もう少し大目に見てやってください。

この会報を手始めに活動は始まっています。何の経済的裏付けもないのに、みなさんの熱意には頭が下がります。全国的に見るとこの協会は「ブービー」

です。でも先発の協会の中にはすっかり空洞化したところもあるそうです。

この協会は「ああしろ、こうしろ、あれをよこせ、これをつくれ」という会ではありません。「あれをしよう、こうしたらどうだろう」という会であるべきだと思います。みなさんの積極的な主体的な参加があって、初めて生きます。よろしく願います。



とてもハンサムな先生で

緊張しました。（作者感想）

## 念願であった協会が誕生して

日本精神病院協会滋賀県支部長

加藤 明

かなり以前から、(社)日本精神病院協会主催の会議、講演会、医学会、支部長会などに出席すると、よく聞かされるのは、精神保健福祉協会を作れ、これは全国的組織であり、協会が無いのは滋賀県と奈良県だけや、と日精協高知県支部長・田辺善丸精神病院長など多くの院長達に叱咤されるも、当初はあまり気乗りしなかったが、熱心に勧誘するので、県健康対策課に話し掛けると、心良く相談に乗って頂き感謝の極みである。

早速、県が主導的立場に立って準備会・発起人会の人選を幅広く、県民はもとより、民間団体・学識経験者・医療・行政等の中から選んで頂き、会議に臨むと、我々医療関係者は世間には疎く病院内のことしか解らず、民間の団体の役員の方々の社会一般の経験に満ちた抱負を述べ、毎回の会合にはうん畜を傾ける意見を、とうとうとまくしたて、口を挟む機会ないまま総会を終えている。

何れにしても長年の念願であった滋賀県精神保健福祉協会がめでたく誕生

し得たのである。

改めて、日本精神病院協会滋賀県支部長として、発足に向け、委員方々並びに医療・行政関係の各位のご努力に感謝申し上げます。

これを契機に、より一層、精神保健福祉に関する諸問題を一つ一つ解決すべく努力を致し、以て県下の人々が安泰且つ安寧に心おきなく日常生活が送れるように願いたいのである。

処が、現在の社会は、精神病に対する偏見が未だぬぐい去り得ず、隠したがる。言えば人権に拘る。その典型的な例は神戸の十四歳中学生の殺人事件である。警察署留置所に長期間留置され、少年院にまわされて、やっと精神司法鑑定さる。さらに、奇怪な事件あり、入院中の措置患者が外泊期間中に殺人を犯し、病院が遺族に二億二千万円慰謝料を支払うよう最高裁の判決おける。

これら、二件について私なりに意見を開陳したいが差し控えておきます。

思うに、家庭関係はもとより、学校関係者に、特に精神保健福祉に対する知識の普及及び啓発活動を積極的に展開し、以て精神衛生に関する知識理解を深めて頂き、不幸な事件に陥らないよう当協会の更なる心力を期待したいと存する。

## 協会とともに

滋賀メンタル友の会会長

摂津 育子

滋賀メンタル友の会は、平成七年、滋賀県立精神保健総合センターのご支援をいただきながら発足いたしました。

このきっかけとなったのは、精神障害者の社会復帰が従来、医者⇨患者という二者関係で語られていた時代からそこに市民⇨理解ある市民⇨精神保健ボランティアが必要だという三者構造の視点を重視することとなり、滋賀県で「精神保健ボランティア講座」が平成四年に開催されたことによるものでした。

心病む人たちの「病氣」の部分は専門家の手に委ね、私たちは彼等の健康な部分でのお付き合い、「○○さん」という人と人のお付き合いのなかでお互いを理解しあい、障害があってもなくても誰もが当たり前に暮らしていきたいという思いを基本にして、市民の視点を忘れない会の運営をしていきたいと考えています。

今日までに当事者の会・家族会・作業所・社協・保健所・病院などなどたくさんの方から多くのことを学びとることができました。

そしていろんな立場の人たちが精神保健に関する理解を深め、精神障害者の社会参加を支援されていることを知りました。そしてその人たちが、それぞれ立場は違うけれど共通の想いと理念を持つものたちで手をつなぎあいその目的にむかって歩んでいこうと「協会」を誕生させたのです。ですから「協会」は私たち友の会にとって大きな体の一部です。

ですから私たちは「協会」の活動にも、一部役員だけが参加するのではなく、広く会員が協会事業の実行委員会となり「参加」から「参画」へ積極的に仲間入りしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

ふらふらと、右に左に

ゆれる妻

支えてわたる、谷のつりばし

家族より

## 協会に期待するもの

日本精神科看護技術協会

滋賀県支部長 高間 駒 藏

地域社会において、精神保健を取り巻く環境は大きく変化しております。

特に一昨年の、阪神淡路大震災に、悲しくも数多くの被害に遇われた方々の生の声を聞きたいと、平成八年一月に大阪で開催された日精協の特別フォーラムに参加して、その話を聞いたときには、胸が熱く感じたことを覚えております。

その頃より「心の健康問題」がクローズアップされ、精神障害者はもちろんの事、聴覚に障害を持つ方々には、決して忘れることのできない大きなショックとして、現在も、また今後も、そのことを引きづりながら社会生活を余儀なくされているでしょう。

我々健康者が、その方々を、如何に安全で安楽な社会生活を送ることができきるかを、考える必要があると思えます。

我々、日本精神科看護技術協会の滋賀県支部も、設立十周年を迎えることになり、精神障害者への直接の拘わりを持つ専門団体として、様々な取組みをしています。

さいわいこの度、滋賀県精神保健福祉協会が設立発足され、障害者全般の幅広い対象の支援活動をするにあたり、各種支援団体と協調して、県内の障害というハンディを持つ方々の自立への援助ができたと思います。

厚生省も平成八年度より七ヵ年計画と題し障害者プランを策定しました。

一つに、地域で生活するためのグループホーム、授産施設の増設。

二つに、社会的自立の促進として、障害者に対する雇用、教育の問題。

三つ目には、安全な暮らしの確保として、災害や犯罪から守るネットワークづくり。

四つ目には、心のバリアを取りのぞくためのボランティア活動の推進。

五つ目に、生活の質の向上として、福祉用具の研究開発。

六つ目に、バリアフリー化の促進として、道路・駅・建物等への積極的取り組み。

七つ目に、我が国にふさわしい国際協力、国際交流。

これらをいかにして積極的な実行に移すかが、協会の任務と思えます。

日精看護滋賀県支部は、会員数わずか百八十七名の小さな団体ですが、精神障害者に拘わる専門職として、微力な

から協会の活動のお手伝いをさせて頂きたいと思えます。



## まず、自分から偏見をとる

滋賀県断酒同友会会長

仲村 隆 夫

本年六月に、滋賀県にも「精神保健福祉協会」が設立されました。

全国的には遅いのですが、物が豊かになり心が失われているこの時代にこそ、協会の設立に大いなる意味があると考えます。

私自身の体験として、三十一歳の時にアルコール依存症という精神病にかかり、その後自助組織の中で酒をやめています。当時の自分を振り返ると、精神的な弱さゆえにストレスの発散を上手にできず、酒に逃げ依存していたのです。

私がアルコール依存症になった時代から二十一年が過ぎた今、日本の社会

は豊かになりました。欲しいものは手の届くところにある時代です。

しかし、その代償として心が貧しくなっているように思います。その中から精神障害という病魔が心をむしばみます。機能不全家庭で育った子供達がどれだけ精神的に追い詰められているか、又家庭、会社のために働いてきた人達が自分の人生を見なおした時、どれだけ虚無感に陥っているか、即ち精神的障害は、時代が作り出しているのではないのでしょうか？

この事を考えた時、福祉協会の役割は、おのずと見えてくるように思えます。

自分自身では気が付きにくい精神障害について、まず、自分自身の病気にたいする偏見を取り去る事。又家族、周囲の人々も精神障害が素行の問題と捉えず、病気という認識を持ち、偏見を捨てて障害者と共に病気と戦うことが重要であると思えます。

今までは、精神障害にたいして、どのように相談すればよいのか解りにくいところがあったのですが、協会が出来た事により明確になったように思えます。協会は、行政・医療・自助組織のメンバーで構成されており、ケースにより対処が出来る協会であることを期待しています。



又精神的障害を持った人々と、そうでない人々が、お互いに助け合って生きていく社会を作っていかなければならないと考えます。

そのためにはお互いが偏見を取り除き、又心の底から理解し合える関係が必要となります。協会を通して精神障害に対する、健全な啓蒙啓発活動も実施していくことが、大切ではないでしょうか。

いろいろと考えると、今の時代の精神保健福祉活動は幅広く範囲も広いと思いますが、協会が、県民の皆さんの心豊かな生活の相談相手となれるよう発展していくことを節に期待いたします。

あちこちと、虫に食われし

柿の葉も

朝日を浴びて、輝きにけり

家族より

## 協会の発足に寄せて

滋賀県精神神経医学会会長

楢林理一郎

精神保健福祉協会の発足おめでとうございます。

全国的に見ると、ずいぶん遅い発足とはなりましたが、その分、今までにない新しい協会として運営されてゆくことを、発足の準備をお手伝いさせていたいただいた者の一人としても、心から願っています。

精神科医療はここ数年、大きな変革が進行しています。それは表面的には派手に目立つことではないのですが、いわば精神科医療の底流が大きく動いているという感じです。特に、精神の病いや障害を持った方々が、社会へ復帰してゆかれるためのさまざまな法律的な制度が変わりつつあります。精神の病いや障害を持つことが、この社会で生きてゆくための不利になることの無いような社会づくりへの歩みが、一歩ずつ進み始めていると思います。それは決して最近に始まったことではなく、日本の長い精神科医療の歴史の中で、その変革のために地道に努力されてこられた多くの当事者やそのご家族、医療福祉関係の諸先輩たちの苦闘の成果

が、いまま少しづつ実り始めたものといえるでしょう。

いま医療は、市民の方々により開かれたものへと変貌を遂げつつあります。当事者やその家族の方々、ボランティアや一般市民の方々の意見や要望が、医療のあり方におおきく反映される時代となってきました。

滋賀の地に初めて実現した精神保健福祉協会は、このような精神科の医療・福祉サービスを受ける方々や、現場で携わっておられる方々のニーズや声に敏感に 대응してゆける精神科医療・福祉の実現のために、大切な役割を果たしてゆくことを期待したいと思います。また、そのために私たちも微力ながら、努力してゆきたいと思っています。

これからの協会のご健闘とご発展を願いつつ、お祝いの辞とさせていただきます。



## 協会の発足にあたり

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

会長 廣野 寛

最近の我が国における精神障害者を取りまく環境は、昭和六十二年の「精神保健法」の制定に続いて、平成七年には精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るための「精神保健福祉法」が施行されたことにより大きく変化してきているところであります。

こうした大きな流れの中で、このたび精神障害者やその家族はもとより、社会福祉、保健、医療関係者の皆様方のご協力により「滋賀県精神保健福祉協会」が設立されましたことは、関係者の一人としてまことに喜ばしく心から歓迎する次第であります。

今後、協会においては、障害のある人もない人も共に暮らしよい社会づくりを目指すというノーマライゼーションの理念のもとに、精神障害者が住みなれた家庭や地域で適切なケアを受けながら自立した生活を送れるとともに、社会参加をめざすための様々な施策の実施が図られるよう大きな期待が寄せられているところであります。

また、県社協や市町村社協では、民

生委員児童委員等の関係者の協力を得て住民相談事業を実施する中で、精神障害者に対する相談活動にも携わってきたところですが、今後とも協会との緊密な連携や適確な役割分担のもとで、精神障害者に対する重層的な支援の輪を構築し、共に生きるより良い福祉社会づくりに努力してまいりたいと考えております。

## 敢えて言わせて

いただきます！

こなんSSN

福島孝一

去る六月二十八日に設立総会が、多数の参加者を得て開催されました。

会則や活動方針、事業計画について激しい議論がなされたのが印象に残っています。当事者や家族、また関係機関の人の、この協会に対する期待の高さの表れのように思います。

他府県においては、充分機能していない現状がある中、県民の精神保健に関する理解と、精神障害者の社会参加が可能となることを強く願ってのことだと思えます。しかし残念ながら、私自身こうした当事者や家族が希望する協会になるだろうかという不安が少なからずあるのも正直なところです。

本年の事業として、四つの大きな県

からの委託事業が計画されています。

こうした大きな規模の事業が毎年委託して行なわれるのであれば、その事業を遂行することのみに追われてしまわないか、また逆に大きなイベントを行なうことで、協会が満足してしまわないうか、イベントという大きな打ち上げ花火に終わってしまわないかと、心配になったりします。数百人規模の「県民のつどい」や「障害者のつどい」は、県民の精神保健に関する理解を求めるには有効でしょう。しかし、理解だけでなく精神障害者の社会復帰や社会参加が実現していくような具体的な支援も当然必要と思います。

現在各地で精神障害者の社会参加のために必要なものを作ろうとする活動が、当事者や家族、市民グループなどにより、ほんの小さな力ですが芽生えはじめています。しかし、あまりにも小さな力であるために難航しています。拠点として機能する恒常的な地域の施設や組織を増やして行くことが、地域の理解者を広げて行くことにつながります。人を多数集める百貨店のイベントも大事でしょうが、地域に根差したコンピニの活動への支援が、今求められているのではないのでしょうか。

滋賀県精神保健福祉協会が精神障害者の地域福祉に、本当に必要となるた

めには各役員が、ほんの小さな力をほんの小さな声を協会に伝えていくことが大事なことだと思えます。



## 協会の発足に寄せて

滋賀県市長会

会長 山田豊三郎

近年の多様化する社会環境の中で精神保健に対する関心が高まっている今日、精神障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指して設立された「滋賀県精神保健福祉協会」は、すべての人々が人権を尊重し、共に暮らしよい「こころ豊かな社会」をつくるため、大いに貢献されるものと期待するものでございます。

つきましては、県民への巾広い普及啓発、地域等における環境づくりのため、民間と行政との円滑な協力支援体制の早期確立を図っていただき、一日も早いノーマライゼーションの実現を心より願うとともに、貴会のこれからの活躍、ご発展を祈念申し上げます。

## 共に考えていきたい

滋賀県医療社会事業協会

会長 山口実千代

今日のめまぐるしく変化する社会状況のもと、心悩む方達が社会に適應することが難しくなっているなかで、精神保健に対する関心はもとより、必要性も多くの人達が認識しています。しかし精神に障害をもった人達に対する理解はまだまだ十分ではないのが現状です。一人でも多くの人達が精神保健に関する理解を深め、障害を持った人達の自立を促し、社会復帰に対して惜しみない励ましや援助が出来る様に、又、障害のある人もそうでない人も共に暮らしていける様な社会づくりの実現をめざして、共に考えていきたいと思えます。

昨日今日、無事に過せり

明日もまた

あくせくせず、共に暮そう

家族より

## 協会の発足に寄せて

滋賀県立精神保健総合センター

所長 由良了三

「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」への改正により、入院治療から社会復帰施設、さらに地域社会へという流れが示され、精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加促進のために必要な援助を行なうという福祉の理念が加えられました。

このたび滋賀県に「精神保健福祉協会」が発足したことは誠に時期を得たものでありよきことと思ひます。

協会の活動によって、精神障害に対する理解が深まり、社会的偏見が少しでも除かれ、地域社会に援助の体制が定着することになればと願ってやみません。同時にこれが、未だ十分とは言えない精神医療の充実、県民の精神健康の増進、暮らしやすい地域づくりに繋がれば幸いであると思ひます。

しかし昨今の世相は必ずしも精神保健福祉活動に対して順風ばかりではなく、逆風かと思える残念な事件の報道が多くなっていることも気になります。

例えば、関東での幼児連続殺害や神

戸の中学生の殺人事件、その精神鑑定の記事、精神病院などの不祥事です。

また、「心の教育」を見直そうという記事も目につきます。

これを機会に一般社会の人々が精神障害の問題に関心を向け、共に考えていただける気運が高まることになれば大いに歓迎すべきですが、少し曲解されると精神障害への誤解や偏見を強めかねないことになると思ひます。

協会のめざす精神保健福祉の知識の普及啓発や、情報提供のあり方の難しさを改めて感じます。

また最近のバブル崩壊による情勢の変化が精神保健の問題を考えるゆとりを減ずるのではないかと危惧します。これまでのわが国の精神保健活動は、好景気に支えられていたと思ひえる所が多々あるからです。

地域に根づいた、滋賀県に相応しい精神保健福祉活動が育つことを切に望み、努力を重ねなければならぬと思ひます。

## 協会におもいうこと

滋賀県精神障害者を守る連合会

鳩の会事務局長 勝見尚子

私たち当事者と家族の会『鳩の会』にとつて、協会の設立は、精神保健福祉活動の方向性がやっと見えてきたという感慨の思いにすらなる。鳩の会活動の待望の礎でもあろう。

一口に「関係機関と連携をとつて活動を押し進める」よく言われる言葉だと思ひますが、得てして、鳩の会でもその連携の片手落ちが目立ってしまう。これは、どの団体にも共通することであると思ひます。

協会が、それぞれの思いに耳をかたむけること、それぞれの活動に対する認識を深め合える場になればと思ひます。

鳩の会は、全国の組織でもめずらしい「当事者会・家族会」の各支部からなる連合組織である。誕生の発端は「病院患者会」と聞いている。会員の大半は、高齢の家族であり本部役員のもとで活動歴も浅く、特に今年度は見聞をひろめることを重点に置いている状況である。

「子供の調子が不安で……」と、会議や事業の参加に断りの電話が入ることがよくある。一つの事業を起こすに

は、事前の準備が不可欠であるが「それどころではなくなる事態」があちこちで発生する。

長年つき合い慣れているはずの家族でも、いつの間にか振り回されて渦の中にいるということは、珍しくない。

一生懸命主治医の話聞き、ケースワーカーに相談し、保健所に足を運び、本をよみあさりしてきている家族がある。

主観的に考えることも、知ってもらう必要があると思ひます。今、当事者や家族の思いを専門職の方や周囲の人に代弁してもらうには非常に厳しい現実がある。

活動をしていく中で、世間の垣根をとっばらっていく当事者や家族たち。きっと、そんな人達を支えてくれるのも協会の存在になるのだと思ひます。批判の場ではなく、相互支援の場と願わずにはられない。





# 設立総会報告

(1997. 6. 28)



## 滋賀県精神保健福祉協会誕生

滋賀県精神保健福祉協会が、6月28日(土)近江八幡市女性センターにおいて、開催されました。台風6号が接近しているという悪天候のなか、予想より多くの参加者に事務局も、ホッとしながらも緊張した中で設立総会が始まりました。

総会の議事につきましては、各議題ともそれぞれ原案どおりまたは原案に修正案を加えご承認いただくなか、会則や活動方針、事業計画については白熱した議論がなされ、当協会に対する期待の高さを実感できる設立総会となりました。

大谷藤郎国際医療福祉大学長には「こころ

豊かな社会の実現を目指して」というテーマでご講演いただき、ノーマライゼーションの考え方に無関心だった我国の医療や福祉の歴史をふり返りながら、真に障害者とともに生きる社会の実現には「私達ひとりひとりが人を大事に思うこと」が大切であることを学ばせていただきました。

このようなかで「滋賀県精神保健福祉協会」はスタートいたしました。これからも、皆様の声に耳を傾け、よりよい協会の運営を心がけていこうと考えています。今後ともご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

(加藤 千種)



大谷藤郎先生



## 滋賀県精神保健福祉協会

# 入会のご案内

◇県民、民間団体、学識経験者、医療、行政などが一体となって、精神保健福祉に関する知識を広く県民に普及啓発し、障害のある人もない人も共に暮らしよい社会づくり、「こころ豊かな社会」の実現を目指し、普及啓発事業、研修・調査研究活動、団体育成等を行います。

### ◇会員について

この会の趣旨に賛同する個人または団体

#### ○一般会員

(1)個人 1,000円(年額) (2)団体 10,000円(年額)

この会の事業を賛助する個人または団体

#### ○賛助会員

(1)個人 1,000円(年額) (2)団体 20,000円(年額)

※会費は、後日ご請求させていただきます。

### ご入会の手続きについて

入会申込書に必要事項をご記入の上、事務局まで郵送でお送りください。

### ▼「障害者のこころ」開催のご案内▲

平成七年度より実施されております「障害者のつどい」事業を、平成九年度より本協会が委託事業として、実施することとなりました。実行委員一同、皆様との交流を通して、楽しい「つどい」が開催できるよう多くの方のご参加をお待ちしています。

●日時 平成九年十二月七日(日)

午前十一時～午後三時三十分

●場所 ひこね市文化プラザ メッセホール

●お問い合わせ先

滋賀県精神保健福祉協会事務局

○七七一五六七―五二五〇

### ▼募集しています▲

会報誌の名前を募集しています。滋賀県の精神保健福祉に関する情報をもりこみ、皆さんに親しんでいただける情報誌として発行してまいります。皆さんの応募をお待ちしています。

### ▼ご寄付をいただきありがとうございます▲ (平成九年度)

◎ 日本精神病院協会滋賀県支部 六十万円

◎ 豊郷病院 十万円

◎ 長浜赤十字病院 十万円

◎ 財団法人滋賀県民間福祉振興財団 二十万円

会員数 平成9年10月現在

一般会員	個人会員	293名
	団体会員	41団体
賛助会員	個人会員	22名
	団体会員	1団体

滋賀県精神保健福祉協会  
《事務局》

〒525 滋賀県草津市南笠町深谷66  
滋賀県立精神保健総合センター気付  
TEL 077 (567) 5250  
FAX 077 (567) 5033

## 編集後記

新しい会報ではとりあえず会員相互の情報交換、意見交流などを通して親睦をはかりたい。できれば滋賀県の精神保健福祉全般の最新情報を提供したい。ときには石屋の宿替えみたいに、オモイオモイの意見が出るかもしれないが、出来るだけ楽しく、ユーモアに満ちた紙面造りを心掛けたい。

平成7年には障害者プランが策定され、平成14年までの具体的な施策目標が示された。ノーマライゼーションと地域ケア体制の整備という理念は立派だが、7年間の目標としてはすこし淋しい気がする。

一方、障害者基本法に基づき、県および各市町村はそれぞれの独自性を発揮し、私たちの生活の身近なところで理念を具体化するよう期待したい。

しかし行政の施策に期待するだけでは、滋賀県の精神保健福祉活動の充実はありえない。むしろ私たちの普段の、草の根的な一つ一つの実践の積み重ねが問われている。それぞれの情報を交換し、相互の信頼と協力関係を形作っていききたい。

関係各位の創意に満ちた紙面参加を！

(滋賀県精神神経科診療所協会 上ノ山一寛)